

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内

【お知らせ】

従前より訪問診療等に使用する車両が、訪問先に駐車場がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっていたことは既にご案内の通りです。

さて、この度、駐車許可の簡素合理化、申請者の負担軽減を図るため、警察庁から都道府県警察へ通知*が発出されましたので、その概要を会員の皆様にお知らせします。

なお、詳細は当該通知をご確認のうえ、管轄の警察署にお問い合わせください。

* 警察庁交通局交通規制課長通知（警察庁丁規発第 37 号 令和 6 年 3 月 22 日）

[kisei20240322.pdf \(npa.go.jp\)](https://www.npa.go.jp/kisei20240322.pdf)

- ・ 訪問診療等には、訪問介護等の用務の車両も含まれるため、訪問介護等においても駐車許可を受けることが可能となります。
- ・ この度、駐車許可申請書類の簡素合理化を図るため、記載例や手順が示されました。
 - 駐車日時の特定
(例示) 訪問診療等事業者の業務時間内（9～17 時）及び緊急訪問時
 - 駐車場所の特定
(例示) 訪問先（〇〇市〇〇町 1-2-3 〇〇方）付近
 - 訪問先一覧表や周辺見取図を記載する際の内容
 - ✓ 必要以上に詳細なものを求めたり、地図に道路幅員や車両の寸法を記入させることを不要とすること。
 - ✓ 既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこと。
 - ✓ 複数箇所をまとめて一枚の図に記載させることを可能とすること。

(参考：記載方法)

https://www.police.pref.osaka.lg.jp/material/files/group/2/tyuusyakkyoka_202112_ex.pdf

- 駐車に係る用務等の疎明
 - ✓ 駐車日時や用務を疎明（確認）する際、その添付書面として、訪問診療等事業者が保有する訪問計画書、居宅サービス計画、事業指定を示す書面、利用者との契約を示す書面等といった、訪問診療等事業者が業務を行う際に作成した既存の書面で差し支えないこととし、医師の指示書などの提出までは求

めないこと。

- 訪問先を追加する場合の提出書類
 - ✓ 許可期間内における訪問先の追加については、原則として新たな訪問先一覧表等の提出は求めず、追加する訪問先のみを記載した書面を既存の訪問先一覧表等に添付することで差し支えないこと。
- 許可申請の一括受理等
 - ✓ 申請された訪問先が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合については、可能な限り、申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を一の警察署で一括して行うこと。ただし、大阪府と兵庫県など都道府県が異なる場合には、それぞれの都道府県警察署で手続きが必要になります。
- 緊急やむを得ない場合の申請に係る迅速な対応
 - ✓ 夜間や緊急時の対応についても、環境整備すること。

【駐車許可申請書】

下記URLより、大阪府警ホームページの「駐車許可申請書の欄」をご覧ください。

<https://www.police.pref.osaka.lg.jp/tetsuduki/dorokotsu/4971.html>

【注意事項】

- ・ 歩行者の安全、円滑な交通を確保するために駐車禁止区域が設定されていますが、社会的ニーズが高まる訪問診療等の用務を円滑に行うために、例外的に駐車許可申請により認められることを認識し、次の点には十分にご注意ください。
 - 駐車禁止除外指定車標章の使用上の留意事項等について
<https://www.police.pref.osaka.lg.jp/kotsu/tyusya/5/11641.html>
 - 駐車違反となる場所・方法（除外されない場所・方法）の例示
<https://www.police.pref.osaka.lg.jp/kotsu/tyusya/5/5980.html>
 - 駐車禁止除外指定車標章を掲出していても駐車違反となる場所・方法の一例
https://www.police.pref.osaka.lg.jp/material/files/group/2/kaisei_202012.pdf